

旧優生保護法補償金等制度及び相談窓口広報・啓発業務委託仕様書

1 業務名

旧優生保護法補償金等制度及び相談窓口広報・啓発業務

2 目的

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号）（以下、「法」という。）の規定に基づく補償金等支給制度（以下、「補償金等制度」という。）及び本県が設置する旧優生保護法補償金等受付・相談窓口（以下、「相談窓口」という。）について、当事者の方々が抱える様々な事情や気持ちに最大限の配慮を行いながら、効果的な広報・啓発を行うことで、当事者やそのご家族及び関係者の方へ補償金等制度の情報を届けるとともに、相談窓口への相談及び補償金等の請求につなげることを目的とする。

3 広報内容

（1）補償金等制度の概要（対象者、補償金の額等）

（2）相談窓口について（電話番号、対応時間帯等）

※詳細は別紙（旧優生保護法補償金等リーフレット）を参照。

4 業務内容

前記2に掲げる目的を踏まえ、次の業務を行うこと。

（1）補償金等制度及び相談窓口の広報

前記3に掲げる広報内容について、補償金等制度の対象者の年齢等も踏まえ、複数メディア（広報媒体）を組み合わせた広報を行うこと。

また、広報を行うにあたっては、熊本県ホームページにおける関連ページのURL及びQRコード、キーワード検索の表示など、当該ページへの誘因を図る取組みを行うこと。

（2）啓発用チラシの制作、配布

法の趣旨及び補償金等制度の内容を理解し、相談窓口への相談や補償金等の請求につながることを目的とした啓発用チラシを次により作成し、関係する施設等に配布すること。

ア サイズ及び規格

A3見開きフルカラー 再コート紙90K

イ デザイン

対象者の年齢層を考慮し、わかりやすいデザインとすること。

また、視覚障がいをお持ちの方のための音声コード※を記載すること。

※音声コードとは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元バーコード

ウ 枚数

2,000枚以上

チラシ原稿に係る電子データを納入すること。

エ 納入期限

令和7年（2025年）8月29日（金）

オ 配布先

県と協議の上決定

5 契約期間

委託契約締結日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

6 業務完了報告等

業務完了後、速やかに業務完了報告書（1部）を子ども未来課に提出すること。また、本事業で作成した成果品は、業務完了までに当課へ納品すること。

7 事業実施体制

本事業に必要とされるスタッフを配置し、業務の遂行に支障のないようにすること。また、業務の進捗管理など業務全般に関する責任者を明確にすること。

8 その他の留意事項

- （1）本事業の遂行にあたっては、県と十分に協議を行いながら実施すること。
- （2）県は、受託者の業務遂行に必要な資料等の提供に可能な限り協力することとする。
受託者は県から提供された資料等については、本事業以外の目的に使用してはならない。また、資料等は業務完了後速やかに県へ返却しなければならない。
- （3）当委託業務契約により作成された成果品、契約の遂行過程で生じたすべての著作権は、すべて県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく使用または流用してはならない。
- （4）本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。特に、個人情報に関わる情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、県の指示に基づくものとする。
- （5）委託業務の遂行にあたっては、随時、進捗状況の報告を行い、受託業務の円滑な遂行に努め、具体的な事項については、県と十分協議のうえ決定すること。